

財務省告示第三百号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年九月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十月七日

財務大臣 中川昭一

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百九

十六回）

二 発行の根拠 平成二十年度における公債の発

の法律及びそ 行の特例に関する法律（平成二

十年法律第二十四号）第二条第

一項並びに特別会計に関する法

律（平成十九年法律第二十三号）

第四十六条第一項及び第六十二

条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

五

方募

入 価 法 入  
札 格 競 決  
発 行 争 の

八 口 イ

・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競  
競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
争 非 者 特 国 発 競 加 場 入 行 争

と するものによる発行（以下「非  
競争入札」という。）は、価格  
競争入札と同時に行われる。場  
で、特別参加者ごとに発行限度  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者」以下  
「価格競争入札の募入の決定を  
した後に行われる入札であつ  
て、財務大臣が各国債市場特  
別参加者ごとに発行限度を定め  
るものによる発行（以下「国債  
市場特別参加者」以下「価格  
競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。各申込みの応募額を案  
分により割り当てる。各申込み  
の応募額を割り当てる。





の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別  
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加

(一) 年

一、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて次の算式により算出した金額を第<sup>二</sup>号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{償還総額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{2}{365}}$$

(二)

発行時において、その利に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記<sup>(一)</sup>の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に、前記<sup>(一)</sup>の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税

